

| No. | 問い合わせ | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | 税証明はどこで発行されるのか。 | (法人の場合) 東京都内の都税事務所にて発行できます。(有料) 詳細については、新宿都税事務所までお問合せください。 TEL:03(3369)7151 (個人事業主の場合) 中野区役所税務課で取得できます。 また、マイナンバーカードをお持ちの方は全国のコンビニエンスストアでも取得可能です。 詳細については、税務課課税係までお問合せください。 TEL:03(3228)8914 ※住民登録が中野区外の方は、お住いの自治体にお問い合わせください。 |
| 2 | 履歴事項全部証明書はどこで発行されるのか。 | 全国の法務局で取得することができます。 詳細については、東京法務局中野出張所までお問合せください。TEL:03(5318)0261 |
| 3 | 納品書は領収書の代わりになるか | なりません。 納品書は代金の請求や支払い完了の旨を示す証拠書類とはならないため、領収書や支払いを確認できる画面のコピーが必要になります。 |
| 4 | 領収書は複数枚に分かれていても問題ないか。 | 問題ありません。 |
| 5 | 法人設立から1年を経過していないため、税証明が発行されない。どうすればよいか。 | 納税証明書の発行及び提出は不要になります。「事業開始等申告書提出済照明書」の提出が必要となります。 |
| 6 | 扶養に入っているため、自身に住民税が課税されていない。どうすればよいか。 | 住民税が非課税の方は非課税証明書を取得の上、提出してください。 |
| 7 | 課税証明書は納税証明書の代替となるか。 | 代替にはなりません。納税証明書又は非課税証明書をご提出頂く必要があります。 |
| 8 | NPO法人を営んでいるが、補助金を申請できるか | できません。当補助金は中小企業基本法における中小企業を対象としているため、NPO法人は対象外業種となります。 |
| 9 | 支店ごとの申請は認めているのか。それとも法人ごとの申請となるか。 | 支店ごとの申請は受け付けていません。1法人につき1度の申請でお願いします。 |
| 10 | 最近、杉並区から中野区に転入した個人事業主で自宅住所で事業を営んでいます。納税証明書は杉並区のものしか出ず、開業届も杉並で居住していた時点のものしかないので、提出書類上、中野区に居住実態が確認が取れるものがない。どうすればよいか。 | 提出書類で中野区内での営業実態の確認をとれない場合、住民票の写しや許可証の写しを別途提出いただき、中野区内での営業実態を確認させていただきます。 |
| 11 | 法人事業者で本店登記は中野区外にあるが、事業所が中野区に存在する。この場合補助金の対象となり得るか。 | 中野区内の事業所が主たる事業所としての機能を有している場合(法人全体の経理及び人事等の機能がある場合)のみ対象となります。 |
| 12 | 本店が区外にあり、営業所は今年の6月に中野区内に開設した。区外には営業所はない。この場合、補助金の対象となるか。 | 対象となります。 ただし、創業時の広報力強化については営業所の開設時ではなく法人の設立日が基準となるため、会社設立から5年以内でない場合は対象外となります。 |
| 13 | 数年にわたる分割払いのものは対象となるのか | 対象外となります。 補助金は年度ごとのものであるためです。 年度内での分割払いの場合は対象となり得ます。 (例)令和7年5月から令和8年2月までにかけて分割払いする場合は対象となる。 |
| 14 | 分社化により作られた会社であるが、創業の対象となるか。 | 対象となります。履歴事項全部証明書の「会社設立の年月日」を確認します。 |
| 15 | ビジネスフェア出展申込の際は個人事業主だったが、その後法人成りをした。今回の申請は法人としての申請になるのか。支払い関係の書類と履歴は個人事業主の口座より確認ができる。 | 法人として申請してください。(補助金申請時の状態で申請) 申請の際、申込時に個人事業主であったことの証明となる書類を添付してください。 |
| 16 | 販売支援ソフトを使っていて、その使い方講座に20万円くらいかかる。IT・DX支援の対象になるか。 | 対象外となります。 IT・DX支援は中小企業振興公社の専門家派遣事業、または生成AI関連の事業のみが対象のためです。 |
| 17 | 区報における広告の掲載は対象となるか。 | 対象となります。 区報と同様に、東京都等の他の公共団体に掲出するものも対象となります。 |
| 18 | InstagramのWeb広告は対象となるのか | 対象となります。 Instagram以外のWeb広告も同様です。 |
| 19 | Web広告の場合、金額費用が事後にならないと決まらないが、見積もりは大体の金額でいいか(広告掲載期間終了直後に閲覧数等の実績によって金額が決まる。) | 見込み額を申請ください。見込みの根拠となる資料の添付をお願いいたします。(金額の例示、計算方法など) 申請された見込み額を上限とし、実績報告後に補助額を確定いたします。 ※実績報告時に申請時交付決定額を上回っていた場合、その差額は補助対象外となります。 |
| 20 | ビジネスフェアにブース出展したが、パンフレット上に事業者名が表記されていない。出展の確認はどのようにすればよいか。 | ビジネスフェアのホームページに事業者名が掲載されている場合はその部分のスクリーンショットをご提出ください。 ホームページにも記載がない場合は、請求書等の出展に際し発生した書類で、事業者名が記載されているものをご提出ください。 |
| 21 | ホットバッパービューティーや、類似の予約サイトへの掲載は広報力の対象になるのか | 対象外となります。 単なる広告の掲載だけでなく、予約管理や問合せフォーム等も備わっていることから、システムの運用・管理費の性質が強いためです。 |

| | | |
|----|--|--|
| 22 | 東京都中小企業振興公社の専門家相談について、申請はいつのタイミングですればいいのか。 | 東京都中小企業振興公社の専門家相談への申込後、東京都中小企業振興公社から発行される「専門家派遣事業に係る派遣決定通知書兼請求書」の発行日から1ヵ月以内に申請ください。 ※上記期間内であれば、支払い後の申請でも問題ありません |
| 23 | 創業5年未満でチラシの作成を考えているが、ポスティングは対象になるか。見積書の中で作成経費とポスティング経費が計上されている場合、経費としてはどのような取扱いになるか。 | 対象になりません。 ポスティング部分については郵送費用となるためです。 経費としては、ポスティング部分の金額を控除した上で対象経費を算出いたします。 |
| 24 | 令和8年3月31日～令和8年4月3日の4日間で開催されるビジネスフェアに出展したが、令和8年度補助金の販路開拓支援の対象になるのか。 | 対象になります。 令和8年度補助金の販路開拓支援は、「令和8年度または令和7年度と令和8年度にまたがって開催されたもの」を対象としています。 |
| 25 | 販路開拓支援について、申請はいつのタイミングですればいいのか。 | ビジネスフェアへの申込後、出展開始日前までに申請ください。 ※上記期間内であれば、支払い後の申請でも問題ありません また、「令和8年度または令和7年度と令和8年度にまたがって開催された」ビジネスフェアのうち、令和8年5月31日までに実施されたものについては、令和8年5月31日まで事後申請を受け付けています。 |
| 26 | 看板、名刺の作成は創業期の広報力強化支援の対象になるか。 | 対象になりません。 一般的に事業開始時に用意するものは、対象外となります。 |
| 27 | ユーチューバーとして働いている。動画制作費は対象になるか。 | 対象になりません。 実施する事業そのもの・製品にあたるようなものについては、対象外となるためです。 |
| 28 | 料理教室をしている。料理教室の宣伝のための動画制作費は対象になるのか。 | 対象となります。 |
| 29 | 支払日（領収書の日付、支払明細書の日付）は、年度内ならいつでもいいのか。 | いいえ。交付申請後、審査完了後に発行される交付決定通知書の発行日以降である必要があります。当該通知書の発行前に支払われた経費については補助対象外となります。ただし、販路開拓支援の支払いや専門家派遣事業の支払いについては、支払い後の交付申請も可能です。 |